

# 大丈夫ですか?! 子どもたちのケータイ・スマホ

“家しか使ひぬゆら”  
“子どもを信じているから”  
ほんとに大丈夫?

無防備なまま一人歩きさせていませんか?

平生町立佐賀小学校

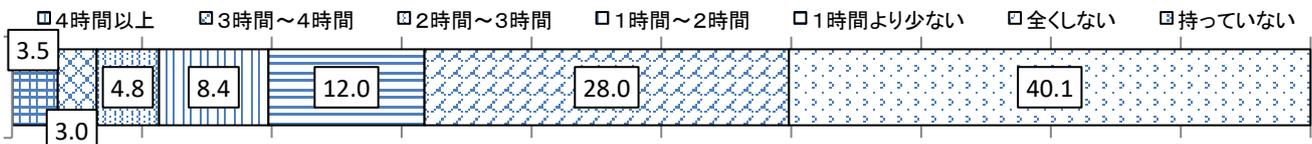
☆保護者が正しく理解することが子どもを守る第一歩です

子どもたちのインターネット利用実態 (H29 山口県)

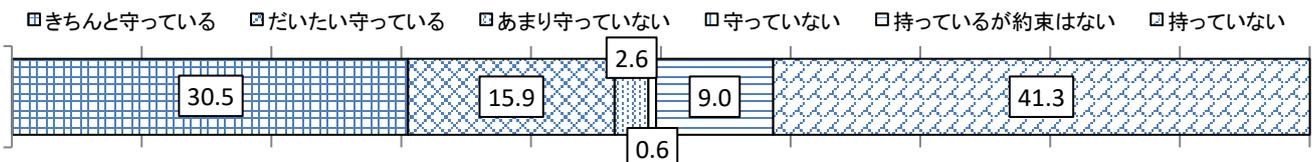


「平成29年度全国学力学習状況調査結果より」 (山口県小学6年生回答)

■普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、インターネットをしますか



■携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか



- ◇ これからの社会において、子どもたちがインターネットを正しく利用できる判断力や心構えを身に付けることは必要不可欠です。
- ◇ そのためには、保護者がインターネットには便利な面だけでなく、大きなリスクもあることを理解し、学校のきまりを踏まえ、子どもと保護者が「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。

## インターネットの仕組みを理解しましょう

- ☆ **インターネットへの書き込み、投稿画像は、公開されます**  
家族や友達だけのつもりでも、全世界の人に見られることとなります
- ☆ **インターネット上にいったん出た写真や画像は取り消せません**  
インターネットの仕組み上、後から完全に削除することはできません
- ☆ **インターネット上に匿名性はありません**  
インターネットでのアクセス内容は必ず記録が残り、検索することが可能です
- ☆ **インターネットでの軽はずみな行為は、将来に影響しかねません**  
冗談のつもりでの画像添付や他人のIDの利用等が、深刻な結果になることもあります

## 本校における携帯電話等に関する基本姿勢

- ☆ 携帯電話等は学校の教育活動には直接必要のないものであり、学校への持ち込みは原則禁止です。
- ☆ 携帯電話等の所持については、ご家庭で判断されることですが、インターネットの危険性の理解やフィルタリングの設定、家庭でのルールづくりなど、保護者の指導をお願いします。
- ☆ 学校では、警察等の関係機関とも連携しながら、情報手段を正しく活用できる判断力や心構えを身に付けるための情報モラル教育の推進に努めてまいります。

## ☆ 子どもたちの安心・安全なインターネット利用のために

### 1 子どもたちがどんな使い方をしているか、知りましょう！

携帯電話やスマートフォン以外にも、ゲーム機や音楽プレーヤーの中には、Wi-Fiなどの無線LANを通じて、インターネットに接続できるものがあります。子どもがどのような場所でどのようなサービスを利用しているか、把握しておくことが必要です。

### 2 持たせる前、持たせるとき、持たせた後、それぞれの場面で学び合い、話し合いをしましょう！

持たせる前には、インターネットの利便性と危険性、また、その仕組みについて、子どもと保護者が一緒に学び合しましょう。学校や地域で開催される情報モラル研修会等も積極的に利用しましょう。

持たせるときには、学校のきまりを踏まえ、家庭で「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。その上で、フィルタリングを設定するとともに、家庭内のルールを決め、守らせましょう。子どもと保護者が誓約書を交わすのも効果的です。（誓約書の様式をつけています。）

持たせた後も、利用の仕方や情報モラルについて家庭で話し合い、成長や必要に応じてルールを見直しましょう。

保護者が子どもを見守り、困った時に相談できる関係が大切です。



### 3 フィルタリング(有害情報アクセス制限)を必ず利用しましょう！

フィルタリングとは、アダルトサイト、出会い系サイト、暴力サイト、薬物サイト、自殺サイト、ギャンブルサイト…など、青少年に有害なサイトへのアクセスを制限する機能のことです。

携帯電話やスマートフォン等を購入・契約する際には、フィルタリングを設定するとともに、ID・パスワード等を保護者が管理し、子どもを有害な情報から守っていくことが必要です。「利用時間」や「個別のサイトの利用許可」等、年齢に応じた設定が可能であり、Wi-Fiにも対応したフィルタリングソフトもあります。ゲーム機にも、ペアレンタルコントロール（保護者による使用制限）機能があります。詳しくは、各販売店等で確認してください。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

携帯電話会社は、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを付けることが法律で義務付けられました。

保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務付けられています。（平成21年4月～）

フィルタリングを設定しても、EMAが認定したサイトに接続できます。

EMA（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）

EMAは、青少年の心身の成長に即した主体性を確保しつつ、有害情報から保護し、モバイルコンテンツ（携帯電話等の端末に提供されるウェブサイトサービス）の健全な発展を促進するために平成20年に発足した第三者機関です。

EMA認定は、「基本方針」「監視体制」「ユーザー対応」「啓発・教育」から構成された基準により認定され、ユーザー投稿等のコミュニティ機能を有するモバイルサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的としています。

## SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、 掲示板サイト等の問題

- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト等は、世界に向けての情報発信や、多くの人と共通の話題についての情報交換、友達などのグループ内のチャット（文字のおしゃべり）等を行うことができる、とても便利で楽しいものです。
- ◇ しかし、自分や他人の個人情報の流出や、誹謗中傷や仲間はずし等の「ネットいじめ」、不正アクセス等の「サイバー犯罪」、使いすぎによる「ネット依存」等の問題が起きています。
- ◇ GPS（位置情報）機能が搭載されたスマートフォンで撮影した写真には緯度経度の情報が添付されます。この機能を有効にしたままですと、気がつかないうちに、自宅や学校の住所をインターネット上に公開していることがあります。
- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト（学校裏サイト）等に他人の写真を無断で載せたり、他人の悪口や噂などを書き込んだり、また、自分の不適切な画像を載せたりすると、例え軽い気持ちからだとしても、いったん出した情報は取り消すことができません。
- ◇ 匿名や他人のID・パスワードを使っても必ず記録が残り、投稿者が特定されます。不正アクセスや名誉毀損等の罪に問われる場合もあります。
- ◇ また、「突然グループを退会させられ仲間はずれにされた」「メッセージを読んですぐに返信しないと、学校で無視される」など、「いじめ」につながるケースが増えています。

《事例》 同級生Aの利用しているSNSのIDとパスワードを聞き出した生徒Bは、AのIDとパスワードでログインしてパスワードを変更し、Aになりすまして書き込みをした。Aが警察に相談して不正アクセスが発覚し、Bは検挙された。 〈不正アクセス禁止法違反〉

過去  
には…

《事例》 興味本位で、自分の陰部をインターネット上に公開した男子生徒が、児童ポルノ法違反で検挙された。 〈児童ポルノ法違反（公然陳列罪）〉

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 購入するとき、GPS機能等の初期設定を必ず確認する
- ☆ 悪口や仲間はずしなど、自分がされて嫌なことは絶対にしない
- ☆ 文字メッセージでは、悪気がなくても相手を傷つけてしまうことがある
- ☆ 犯罪につながることもあり、誰がしたのかは必ず特定される

## ネット依存

- ◇ 「食事中やトイレ、お風呂に入る時もケータイが離せなくなる」「メッセージにすぐ返信がないとイライラする、嫌われているのではないかと不安になる」「ケータイが気になって勉強に集中できない」「夜更かしなど生活リズムが乱れる」などの「ネット依存」の問題が広がっています。

### インターネット依存症

インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピュータや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じることで、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにも関わらず、インターネットに精神的に依存してしまう状態。（キンバリー・ヤング（Kimberly S. Young, 1998））

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 保護者の目の届かないところで使用しない
- ☆ 利用時間や置き場所について、家庭でのルールを一緒につくる
- ☆ 決めた時間が来たらメール・チャットをしないことを友達に宣言する

## ワンクリック詐欺

- ◇アダルトサイト等にアクセスして、「入口」や「無料画像を見る」等をクリックした瞬間、「登録完了」といった画面が表示され、契約が成立したかのように装い、登録料をだましとる手口です。
- ◇請求される料金が、子どもでも支払える金額であり、保護者に知られないよう内緒で支払ってしまうケースがあります。

登録完了!!

登録料として  
31,500円を  
1週間以内に下記の  
指定口座にお振り  
込みください。  
なお、期限内に  
振込がない場合は  
法的な手段により  
……



### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 「無料」という言葉に惑わされない
- ☆ 登録料等を請求された場合、必ず保護者に相談する
- ☆ 絶対に、名前や住所、メールアドレスなどの個人情報を送信しない
- ☆ 登録料等を請求されても絶対にお金を支払わない

## インターネットサイト利用で山口県でもこんなことが…

出会い系サイト等に関連した山口県の福祉犯罪実態 (山口県警察本部少年課まとめ)

検挙件数				被害少年数 (延べ人数)			
罪名	H26	H27	H28	内訳	H26	H27	H28
児童買春	4	3	5	小学生	0	0	4
児童ポルノ	4	1	3	中学生	3	6	9
育成条例違反	2	3	0	高校生	5	5	10
児童福祉法違反	0	1	3	有職少年	0	0	0
その他	0	0	0	無職少年	1	1	4
<b>総数</b>	<b>10</b>	<b>18</b>	<b>41</b>	<b>総数</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>27</b>
出会い系サイト利用	1	3	4	出会い系サイト利用	1	1	4
非出会い系サイト利用	17	7	37	非出会い系サイト利用	19	11	23

《事例》 女子生徒が、コミュニティサイトで知り合った男からみだらな行為をされ、その後も「写真をばらまく。」などと脅迫され続けた。〈県青少年健全育成条例違反・脅迫事件被害〉

過去には…

《事例》 女子生徒が、コミュニティサイトで知り合った男に自分の裸の画像を送信してしまい、その画像と電話番号がインターネット上に公開されてしまった。〈児童ポルノ法違反(公然陳列罪)事件被害〉

- ◇出会い系サイトだけでなく、プロフやブログ、SNS、ゲームサイト等のコミュニティサイトにおいて被害にあうケースが全国的に増加しています。(単位:人)

全国の被害児童※の内訳	26年中	27年中	28年中
出会い系サイト	152	93	42
コミュニティサイト(ID交換掲示板)	1,421	1,652	1,736

警察庁資料による  
※児童とは18歳未満の少年少女のことをいいます。

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 出会い系サイトにアクセスしない・書き込まない
- ☆ コミュニティサイトやゲームサイトなどで、自分や他人の名前、住所、電話番号や写真等の個人情報を掲載したり、教えたりしない
- ☆ 知らない相手とはメールのやり取りをしない、絶対に会わない
- ☆ 自分の下着姿や裸の写真は撮らない、送らない

## 我が家のケータイ・スマホ誓約書

1

2

3

4

5

以上のルールを守って使うことを誓います。

平成 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_

### ルールの例

話し合って、具体的に、守らなかったときのペナルティも！

- ★ 夜 \_\_\_\_ 時以降は、ケータイ・スマホは使いません。置き場はリビング。
- ★ 利用料金の上限は、 \_\_\_\_\_ 円まで。超えた分は、小遣いから払います。
- ★ 食事中や、お風呂、トイレでケータイ・スマホを使いません。
- ★ インターネットに名前、住所、電話番号、写真など個人情報を書き込みません。
- ★ ウソや友達の悪口は書き込みません。
- ★ サイトで知り合った人と会いません。
- ★ 自転車に乗りながらケータイ・スマホを使いません。
- ★ 困ったときは、すぐに保護者に相談します。
- ★ ルールを守らなかったときは \_\_\_\_\_ します。

## 《携帯電話やインターネットでよく使われる用語》

- **掲示板サイト**  
自分の意見の書き込みや、他人が書き込んだ内容の閲覧をして、意見交換が出来るサイト。
- **学校裏サイト**  
学校が運営する公式なサイトではなく、第三者が学校名などを勝手に使って作成した掲示板サイト。
- **ブログ**  
作成者の趣味や個人的な考えを日記のような形式で公開するサイト。閲覧者が書き込むこともできる。
- **プロフィール**  
プロフィールサイトの略で、自己紹介のページを作成し、公開するサイト。写真も簡単にアップできる。閲覧者が書き込むこともできる。
- **SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)**  
趣味や特定の目的をもった人が仲間づくりをすることを目的にしたコミュニティ型のサイト。プロフィールなど個人情報を載せる場合が多い。

## 困ったときの相談窓口



内 容	相 談 窓 口	問 合 せ 先
学校の相談窓口	平生町立佐賀小学校	0820-58-0024
ネットアドバイザーの専門相談	子どもと親のサポートセンター (やまぐち総合教育支援センター内)	083-987-1240 月・水・金 8:30~17:15 火・木 8:30~21:00 ※ 土・日、祝日、年末年始を除く
ネットトラブル等に関すること	少年サポートセンター	東部 (岩国警察署内) 0827-23-5150 0120-48-5150
		中部 (山口県警本部少年課内 ヤングテレホン山口) 083-925-5150 0120-49-5150
		西部 (下関警察署内) 083-222-5150 0120-62-5150
ワンクリック請求等の契約に関すること	山口県消費生活センター ※ 各市町にも窓口があります。 お住まいの市町にお問い合わせください。	083-924-0999 月~金 8:30~19:00 土 8:30~17:00 ※ 日、祝日、年末年始を除く
ネット上の違法・有害情報に関すること	違法・有害情報相談センター	<a href="http://www.ihaho.jp/">http://www.ihaho.jp/</a>